

# IV 災害時の自主防災組織の活動

## 1 大地震発生時の活動

大地震が発生したときは、下表を参考にみんなで命を守るために最大限の活動を実施しましょう。

また、市避難所運営委員会への積極的な参画をお願いします。

### (1) 大地震発生時の自主防災組織の活動例（タイムライン）

目安	市の主な対応	自主防災組織に期待される活動・役割
大地震発生	災害対策本部の設置 (原則として震度5弱以上)	<b>※自分自身と家族の安全確保</b> ■地区活動拠点の開設・本部の立上げ ■情報の収集・伝達 ■住民の安否確認 ■被害状況を防災支部や市避難所へ伝達 ■初期消火、救出・救助及び救護 ・出火防止の呼びかけ、初期消火 ・生き埋め、閉じ込め者の救助 ・負傷者の手当て、搬送 など ■住民の避難誘導 ■避難行動要支援者の支援
	防災支部の開設（震度4以上）	
	市避難所の開設（震度4以上）	
数時間後	緊急消防援助隊や自衛隊等への 応援要請	■市避難所運営への参加 (代表者または災害時参集できる者2名) ■地区避難所の運営 ■在宅避難者の支援
	避難行動要支援者の支援	
	市避難所の運営	
数日後	炊き出し等の給食・給水	■防火防犯のための巡視活動（パトロール活動） ■ボランティアと連携した活動 ■復旧活動への協力
	仮設トイレの確保	

## (2) 大地震の際の自主防災組織の具体的活動

### ● 地区活動拠点の開設・本部の立上げ

地区活動拠点は、地域の住民が日頃から使い慣れている公民館や集会所、公園などです。災害時に公園などの屋外の場所を地区活動拠点とし、本部を設置する場合は、テントを設営する等本部の存在を明確にします。

地区活動拠点は、地域住民や要支援者等の安否確認、地域内の被災状況の把握を行うとともに、地域住民に災害情報等を伝達する「情報拠点」、関係機関と必要な対策を調整し実行する「活動拠点」としての役割があります。これらの活動を円滑に行うために、地区活動拠点に「本部」を立上げます。



### ● 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内の被害状況を迅速かつ正確に把握するとともに、市や関係機関から得た情報を地域住民に伝達します。

### ● 住民の安否確認

自主防災組織は、地域内の被害状況を把握する際に要支援者や隣り近所等の安否確認を実施することが非常に重要です。安否確認を迅速に実施するために、例えば隣組を単位とした身近な集合場所を決めておきます。身近な集合場所とは近くの公園や広場、駐車場、ゴミ集積所前や〇〇様宅前などわかりやすく集合が容易な場所を選定します。定められた集合場所に集合する時の震度をあらかじめ震度5弱以上等と決めておき、隣組全体の安否確認をします。集合しなかった世帯を確認することが極めて重要です。安否確認ができた隣組長は本部に報告します。(安否確認の要領は各自主防災組織ごと決めておくことが必要です。P21~23参照)

### ● 被害状況を防災支部や市避難所に伝達

自主防災組織は、地域の被災状況及び救助活動の状況等を避難先の市避難所に報告します。被災状況では特に人的被害、火災状況及び救助部隊の移動の妨げとなる道路などの状況が重要です。

### ● 初期消火、救出・救助及び救護

万一出火した場合、早い段階で自主防災組織及び消防団で初期消火や延焼防止活動を行います。

地震が発生すると、建物の倒壊による生理めや落下物等により多数の負傷者が発生します。救助部隊(消防・警察・自衛隊)は、被害が大きくなると早い段階での現場到着は困難となります。このため、自主防災組織が、倒壊物や瓦礫の下敷きになった人を、できる範囲で安全を確保しつつ、資機材等を使用して救出にあたるほか、負傷者には応急手当を行い、病院等へ搬送します。

## ● 住民の避難誘導

倒壊の恐れがある家屋の居住者は、公園や広場など被害を受けない場所に避難させることが必要です。市避難所への避難については、避難所までの道路状況等安全を確認することも必要です。

また、人命は何よりも重要ですが、ペットと同行避難することは動物の愛護の観点及び飼い主の心のケアの観点からも重要です。このため、防災会の避難誘導訓練においても、ペットとの同行避難訓練について検討が必要です。

## ● 避難行動要支援者の支援

避難行動要支援者の避難支援を行うためには、普段から地域内の要支援者の把握及び支援体制の構築が必要です。（山形市避難行動支援制度 P25参照）

また、避難行動要支援者の安否確認を行うためには、支援者も含め日頃から身近な単位（隣組、マンション等ではフロア毎）での顔の見える関係を築いておくこと、身近な単位の住民が自発的に声かけが行えるような環境作りが大切です。

## ● 市避難所運営への参加

市避難所は、山形市があらかじめ指名した市職員が主体となり、施設管理者又は施設運営受託団体、自主防災組織（災害時参集できる方2名程度）の協力を得ながら運営することになります。

自主防災組織は、避難所の開設、避難者の受入れを行うとともに市職員及び施設職員と避難所の運営について積極的に協力します。

避難所の状況がある程度落ち着いた時期には、避難者が自ら避難所運営を行っていくことを目指して、山形市は必要な支援を講じていきます。

このため、平時から各避難所ごとに避難所運営委員会を中心として、「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所開設・運営訓練の機会を通じ見直しを行い、マニュアルの充実を図っています。発災時はマニュアルに従い避難所の運営を行う事になりますが、その「質の向上」に前向きに取り組んでいくことも必要となります。

質の向上の具体的な例として、避難所の寝床を例に挙げると、市の災害対策本部と連携して、初動期は備蓄の毛布を提供する、応急期（発災から3日目まで）は、エアマットや段ボールなどを床に敷く、復旧期（4日目以降）は、簡易ベットを確保するといったこととなります。段階的改善により、質の向上が可能となります。

### 避難所の質の向上が必要な理由とは

東日本大震災や熊本地震など過去の震災において、震災関連死とされた人数は非常に多くなっています。原因としては、「避難所等における生活及び避難所等への移動のための肉体・精神的疲労」が約半数を占めています。震災関連死は、高齢者が圧倒的に多く、避難所等の生活環境の整備・改善（質の向上）により減らすことができるのです。

## ● 地区避難所の運営

地区避難所は、地区集会所又は自主防災組織が施設管理者から避難所としてあらかじめ了承を得た施設であり、原則として自主防災組織が開設・運営を行います。

山形市は、可能な範囲で市避難所等を通じて地区避難所を支援することになります。自主防災組織は市避難所に赴き、物資や生活必需品を受領し地区避難所の運営に活用するとともに、地域内の住民に配布します。

## ● 在宅避難者等への支援

避難所での生活を強いられる方のほかにも、自宅に残る方や公園や車中などで避難生活を送る方も想定されます。

自主防災組織は、地域内の在宅避難者や避難所外避難者の全体数を把握し、市避難所に報告します。市避難所は、防災支部を通じ市災害対策本部に報告し、その情報をもとに物資等の提供体制を整え、市避難所を通じ、地域住民に広報（情報提供）を実施します。原則として物資等の受け渡しは市避難所で行いますが、身体が不自由など要支援者の在宅避難者は、情報や物資が集まらず生活が困難になるケースもあるため、自主防災組織や町内会・自治会、関係団体が協力して地域を巡回して安否確認を実施し、地域ぐるみで助け合いましょう。

- 活動例
- ・在宅避難者及び避難所外避難者の把握
  - ・広報誌や回覧による情報の伝達
  - ・被災者が必要とする支援（ニーズ）や健康状態の把握
  - ・水や食料、生活物資などの調達と配達 など

## ● 防火防犯のための巡視活動（パトロール活動）

被災して居住者が減少した住宅街、商店街及び避難所における火災、犯罪や窃盗等を防止するため、消防、警察やボランティア団体等と協力して被災地域内のパトロールや避難所の巡回を可能な範囲で実施します。

## ● ボランティアと連携した活動

ボランティアの活動は、他の公的な活動では実現しにくいきめ細やかな対応ができるところにその特徴があり、災害発生後の被災地の状況に合った活動が期待されます。自主防災組織は、地域の被害状況やどのような支援が必要か等の情報をボランティアを管轄する山形市社会福祉協議会が開設するボランティアセンターに確実に伝える必要があります。

また、土地勘のないボランティアに対して的確に作業等を依頼・指示を行う必要もあります。

## ● 復旧活動への協力

市と連携して復旧活動へ協力します。

## 2 風水害時の活動

風水害時には、下表を参考にみんなで命を守るために最大限の活動を実施しましょう。  
また、市避難所運営委員会への積極的な参画をお願いします。

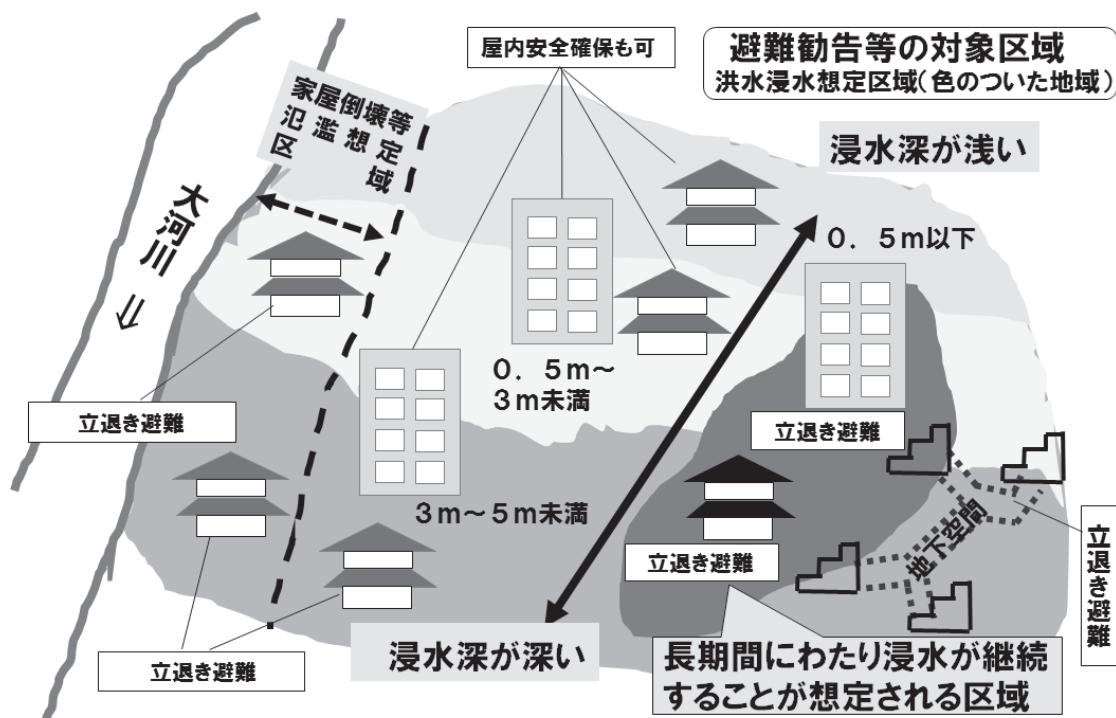
### (1) 風水害時の自主防災組織の活動例（タイムライン）

状況例	気象台が発表する防災気象情報	市の主な対応	自主防災組織に期待される活動・役割
<b>発生前</b> 2～3日程度前 大雨の可能性が高くなる ↓ 1日～数時間前 大雨始まる 強さ増す ↓ 数時間前 ～2時間程度前 大雨が一層激しくなる	「大雨に関する気象情報」	情報収集	<b>※自分自身と家族の安全確保</b> ■ 気象情報などの収集 ■ ハザードマップ等による危険箇所や避難所・避難ルートの再確認 ■ 要支援者の確認
	「大雨注意報／洪水注意報」	関係団体への注意喚起	
	「大雨警報（土砂災害）／大雨警報（洪水）／洪水警報」 「大雨に関する気象情報」	災害対策連絡会議の開催 災害対策本部の設置 防災支部の開設 市避難所の開設	
	↓	避難準備・高齢者等避難開始（状況によっては避難勧告）の発令	
	記録的な大雨出現 ↓ 被害の拡大が懸念される	「記録的短時間大雨情報」 「土砂災害警戒情報」 「大雨特別警報」	
<b>数時間後</b> ↓ <b>災害発生！</b>	「災害発生」	緊急消防援助隊や自衛隊等への応援要請 市避難所の運営 要支援者への支援	■ 市避難所運営への参加 ■ 避難準備の呼びかけ ■ 高齢者等の避難誘導 ■ 地区避難所の開設 ■ 情報収集 ■ 警戒（水位・土砂災害）と異常があった場合の市への通報 ■ 避難の呼びかけ ■ 避難誘導 ■ 状況によっては屋内安全確保
		物資等の確保、配布	■ 安否確認 ■ 地区避難所の運営 ■ 在宅避難者への支援
	↓		■ 市やボランティア等との連携活動 ■ 防火防犯のための巡視活動（パトロール活動） ■ 復旧活動への協力
<b>数日後</b>			

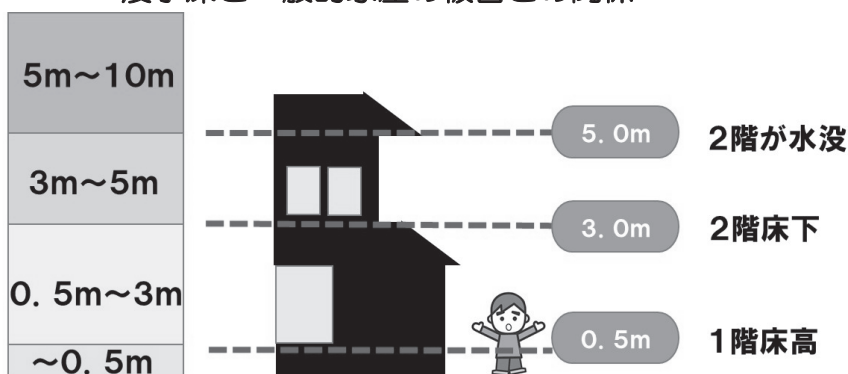


## (2) 避難勧告等に基づく自主防災組織等の行動

屋内安全確保、立退き避難の考え方



浸水深と一般的家屋の被害との関係



自分の住んでいる場所が洪水時最大どこまで浸水するか確認

自主防災組織は、平時から地域の特性に基づき、避難勧告や避難指示（緊急）が出された場合どのようにすべきか、地域住民に周知徹底し、発災時は迅速かつ円滑に避難誘導を実施します。平成25年の災害対策基本法改正により、避難行動は以下の通りで、「屋内安全確保」も避難行動となります。

- ① 市避難所への立退き避難
  - ② 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
  - ③ 「屋内安全確保」（その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動）
- 風水害時に避難勧告等により立退き避難が必要となる対象者
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域（※）居住者
  - ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内居住者

- ・長期間にわたり浸水が継続することが想定される区域居住者
- ・平屋の建物で床上まで浸水するか2階建て以上で最上階の床の高さを上回る浸水のおそれがある区域居住者 など

※家屋倒壊等氾濫想定区域とは、  
家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい河岸浸食（流れが速く河岸が削られ土地が流出）や氾濫流が発生することが想定される区域

- 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求められる行動
  - ・ 避難準備・高齢者等避難開始  
避難に時間のかかる要配慮者、特に避難行動要支援者とその支援者は市避難所へ立退き避難する。その他の人は自発的に避難を開始することが望ましい。  
特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、立退き避難することが強く望まれる。
  - ・ 避難勧告  
避難勧告が発令された際には、予測される災害に対応した市避難所へ速やかに立退き避難する。避難経路の浸水が既に始まっていて視界を十分に確保できない場合や、避難経路の途上で土砂災害の恐れがある場合等、移動することがかえって危険であると判断した場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」を行う。
  - ・ 避難指示（緊急）  
市避難所に緊急に避難する。市避難所への避難が危険な状況下では、避難勧告と同様に状況に応じて「近隣の安全な場所」へ緊急に避難することや「屋内安全確保」を行う。

### 3 活動記録

災害直後は慌ただしく記録を残すことは難しいですが、可能な範囲で災害や活動の記録を残しておくことで後日振り返ることができます。  
災害を通じて経験したことや教訓となるものを今後の活動に活かしましょう。

#### 活動例

- ・ 画像や映像による記録
- ・ 時系列による活動の記録
- ・ 被災者の体験録
- ・ 活動の反省点や課題点 など



平成元年 8月 台風13号